

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………（都市整備局市街地建築部調整課）……………一
- 東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則……………（同）……………五

訓令

- 研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業許可等に関する事務取扱規程の一部改正……………（総務局人事部人事課）……………五
- 研究職員の株式会社の監査役との兼業許可等に関する事務取扱規程の一部改正……………（同）……………五
- 東京都多摩建築指導事務所処務規程の一部改正……………（総務局人事部調査課）……………五

告示

- 土地区画整理組合の解散認可……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）……………六
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）……………六
- 都道の供用開始……………（同）……………九
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）……………一〇
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）……………一〇
- 都道の供用開始……………（同）……………三
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）……………三
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）……………三
- 都道の供用開始……………（同）……………六

規則（公）

- 都道の区域変更……………（同）……………六
- 都道の供用開始……………（同）……………六
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）……………六
- 都道の供用開始……………（建設局道路管理部路政課）……………九
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）……………一〇
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………（建設局公園緑地部公園課）……………三
- 都立公園の公園保全立体区域の指定……………（同）……………三
- 東京都港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定……………（港湾局港湾経営部経営課）……………三
- 東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例施行規則等の一部を改正する規則……………三

告示（固評審）

- 東京都固定資産評価審査委員会規程の一部改正……………三

規程（交）

- 東京都交通局公印規程の一部を改正する規程……………四

規則

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十九号

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則

東京都建築基準法施行細則（昭和二十五年東京都規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

別記第二十二号様式の十二面を次のように改める。

（別紙）
（第三面）

(第三面別紙 1 の 1)

[空気調和設備関係]

次のイ又はロのいずれかの変更該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合

イ 外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率の増加 (5%を超えない場合に限る。) 又は減少

・外壁の平均熱貫流率の増加 (5%を超えない場合に限る。) 又は減少

変更内容 断熱材種類 断熱材厚み
変更する方位 全方位 一部方位のみ(方位)
変更前・変更後の平均熱貫流率
変更前() 変更後() 増加率()%

・屋根の平均熱貫流率の増加 (5%を超えない場合に限る。) 又は減少

変更内容 断熱材種類 断熱材厚み
変更する方位 全方位 一部方位のみ(方位)
変更前・変更後の平均熱貫流率
変更前() 変更後() 増加率()%

・外気に接する床の平均熱貫流率の増加 (5%を超えない場合に限る。) 又は減少

変更内容 断熱材種類 断熱材厚み
変更する面 全方位 一部方位のみ(方位)
変更前・変更後の平均熱貫流率
変更前() 変更後() 増加率()%

・窓の平均熱貫流率の増加 (5%を超えない場合に限る。) 又は減少

変更内容 ガラス種類 フレームの有無
変更する方位 全方位 一部方位のみ(方位)
変更前・変更後の平均熱貫流率
変更前() 変更後() 増加率()%

(日本産業規格A列 4番)

(第三面別紙 1 の 2)

[空気調和設備関係]

・窓の平均日射熱取得率の増加 (5%を超えない場合に限る。) 又は減少

変更内容 ガラス種類 フレームの有無
変更する方位 全方位 一部方位のみ(方位)
変更前・変更後の平均日射熱取得率
変更前() 変更後() 増加率()%

ロ 熱源機器の平均効率について10%を超えない低下

・平均熱源効率(冷房平均COP)

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減
変更前・変更後の平均熱源効率
変更前() 変更後() 減少率()%

・平均熱源効率(暖房平均COP)

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減
変更前・変更後の平均熱源効率
変更前() 変更後() 減少率()%

(日本産業規格A列 4番)

(第三面別紙2)

[換気設備関係]

評価の対象となる室の用途ごとに、次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である場合

イ 送風機の電動機出力について10%を超えない増加

室用途())
変更内容 機器の仕様変更 台数の増減
変更前・変更後の送風機の電動機出力
変更前() 変更後() 増加率()%

室用途())
変更内容 機器の仕様変更 台数の増減
変更前・変更後の送風機の電動機出力
変更前() 変更後() 増加率()%

ロ 計算対象床面積について5%を超えない増加(室用途が「駐車場」又は「厨房」である場合のみ)

室用途(駐車場))
変更前・変更後の床面積
変更前() 変更後() 増加率()%

室用途(厨房))
変更前・変更後の床面積
変更前() 変更後() 増加率()%

(日本産業規格A列4番)

(第三面別紙3)

[照明設備関係]

評価の対象となる室の用途ごとに、次の変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である場合

単位面積当たりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加

室用途())
変更内容 機器の仕様変更 台数の増減
変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力
変更前() 変更後() 増加率()%

室用途())
変更内容 機器の仕様変更 台数の増減
変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力
変更前() 変更後() 増加率()%

室用途())
変更内容 機器の仕様変更 台数の増減
変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力
変更前() 変更後() 増加率()%

室用途())
変更内容 機器の仕様変更 台数の増減
変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力
変更前() 変更後() 増加率()%

(日本産業規格A列4番)

(第三面別紙4)

【給湯設備関係】

評価の対象となる湯の使用用途ごとに、次の変更該当し、かつ、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である場合

給湯機器の平均効率について10%を超えない低下

湯の使用用途()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前() 変更後() 減少率()%

湯の使用用途()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前() 変更後() 減少率()%

湯の使用用途()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前() 変更後() 減少率()%

湯の使用用途()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前() 変更後() 減少率()%

(日本産業規格 A列 4番)

(第三面別紙5)

【太陽光発電関係】

次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である場合

イ 太陽電池アレイのシステム容量について2%を超えない減少

変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量

変更前 システム容量の合計値()

変更後 システム容量の合計値()

変更前・変更後のシステム容量減少率()%

ロ パネル方位角について30度を超えない変更又は傾斜角について10度を超えない変更

パネル番号()

パネル方位角 30度を超えない変更()度変更

パネル傾斜角 10度を超えない変更()度変更

パネル番号()

パネル方位角 30度を超えない変更()度変更

パネル傾斜角 10度を超えない変更()度変更

(日本産業規格 A列 4番)

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都建築基準法施行細則別記第二十二号様式の十二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十号

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則

東京都建築指導事務所長委任規則（昭和四十六年東京都規則第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第六号を次のように改める。

六 削除

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

●東京都訓令第三号

総務局 環境局 福祉局 労働局 産業局 小笠原支庁

研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業許可等に関する事務取扱規程（平成十二年東京都訓令第七十六号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十日

別表第二公益財団法人東京都農林水産振興財団農林総合研究センターの項の次に次のように加える。

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

●東京都訓令第四号

東京都知事 小池 百合子

研究職員の株式会社の監査役との兼業許可等に関する事務取扱規程（平成十二年東京都訓令第七十七号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

別表第二公益財団法人東京都農林水産振興財団農林総合研究センターの項の次に次のように加える。

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

●東京都訓令第五号

総務局 財務局 都市整備局 多摩建築指導事務所

東京都多摩建築指導事務所処務規程（昭和四十六年東京都訓令甲第百三十三号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

第三条の表建築指導第一課の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条の表建築指導第二課の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条の表建築指導第三課の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。

告示

●東京都告示第三百九十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百九号）第四十五条第二項の規定に基づき令和四年三月三十日付けで小平市小川四番土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により告示する。

令和四年三月三十日

東京都知事 小池百合子

●東京都告示第三百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

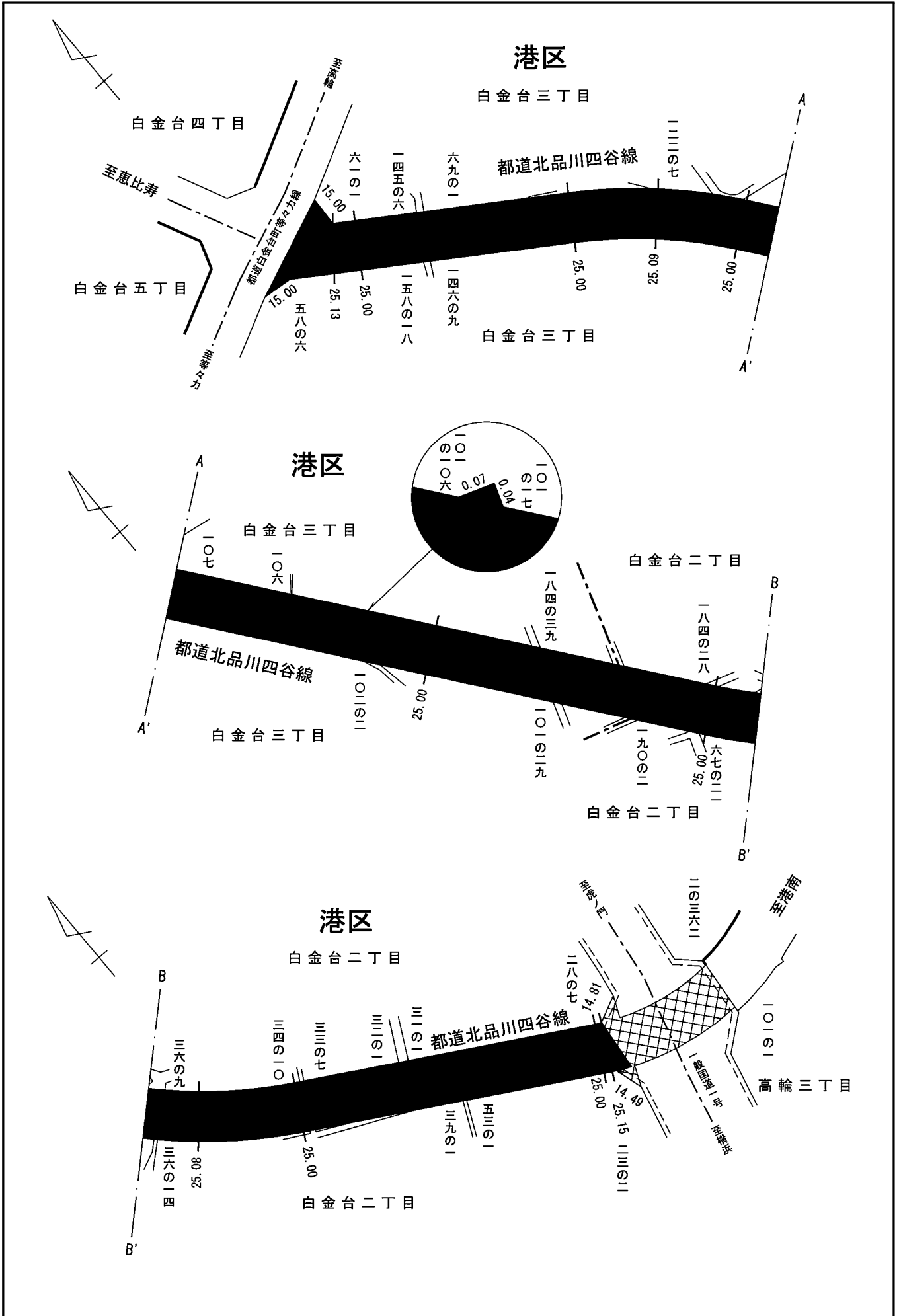
令和四年三月三十日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 北品川四谷

二 変更の区間 港区白金台三丁目五十八番六地内から同区高輪三丁目二番三百六十二地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

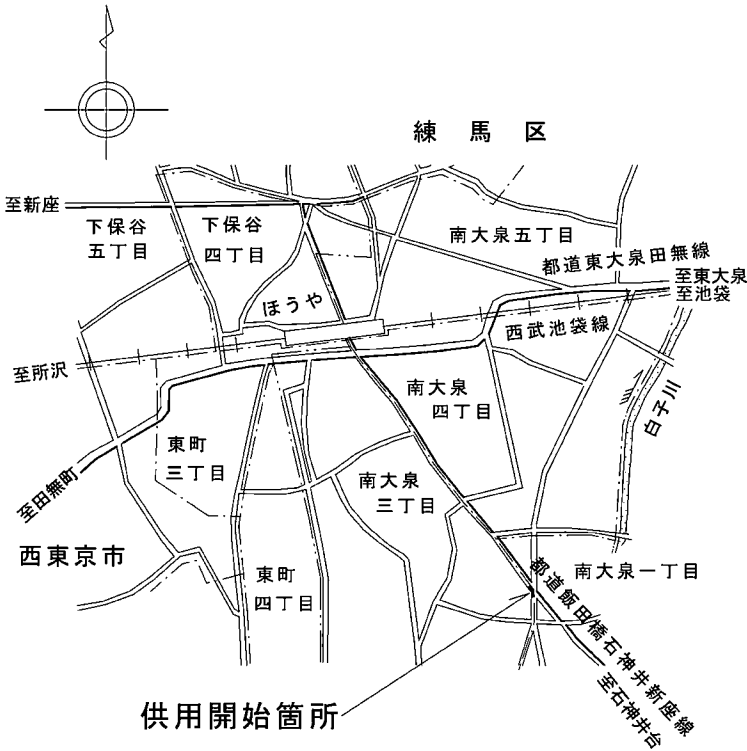


別図

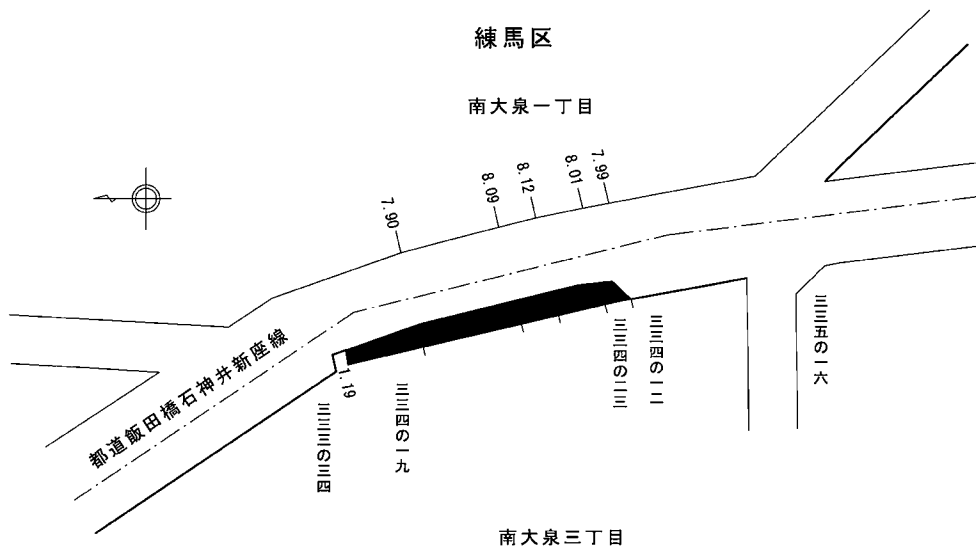
都道飯田橋石神井新座線供用開始略図
練馬区南大泉三丁目地内



延長 二五・六五メートル
面積 四二・四一平方メートル



供用開始箇所



●東京都告示第三百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。
その関係図面は、令和四年三月三十日から起算して二週

間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年三月三十日

東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 飯田橋石神井新座
- 二 供用開始の区間 練馬区南大泉三丁目三百三十四番十

- 三 供用開始の期日 令和四年三月三十日

二地先から同所三百三十三番三十四地先まで

●東京都告示第三百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和四年三月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

飯田橋石神井新座

二 占用を制限する区間

練馬区南大泉三丁目三百三十四番十二地先から同所三百三十三番三十四地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和四年三月三十一日

●東京都告示第四百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

下石神井大泉

二 変更の区間

練馬区下石神井六丁目七百四十一番二地先

三 変更の概要

別図表示のとおり

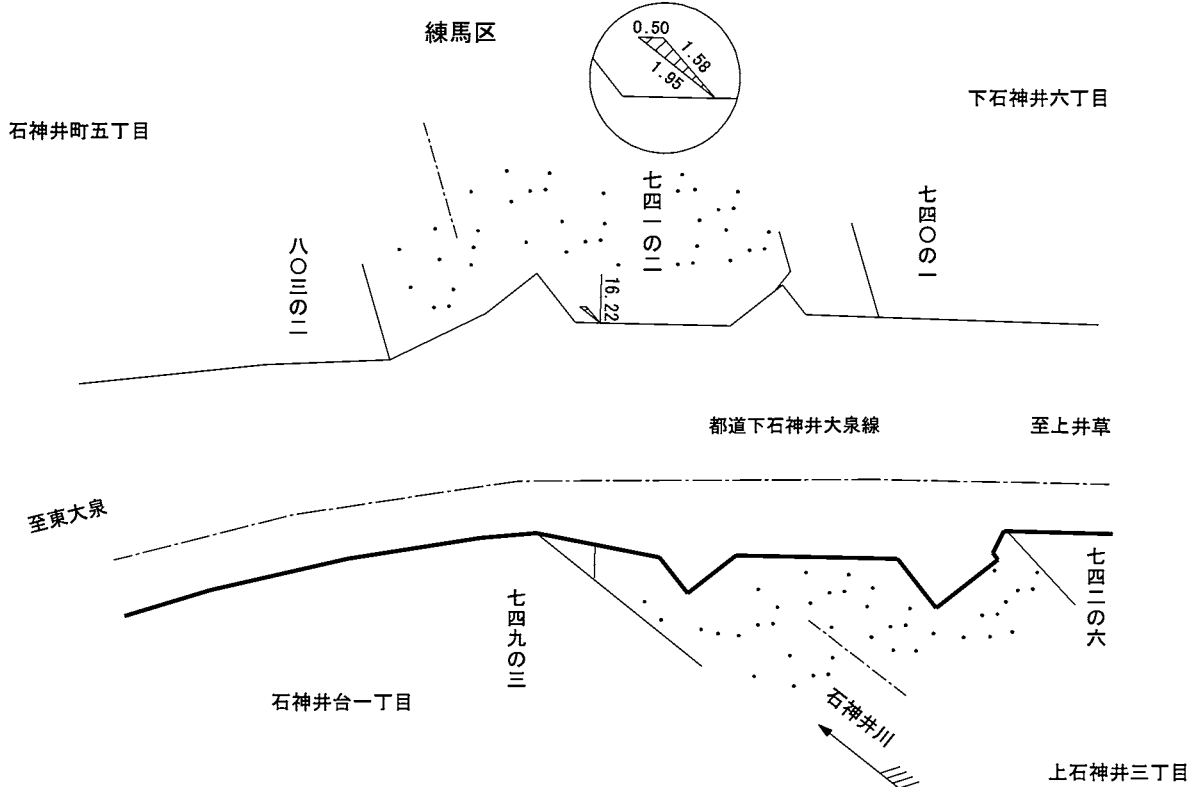
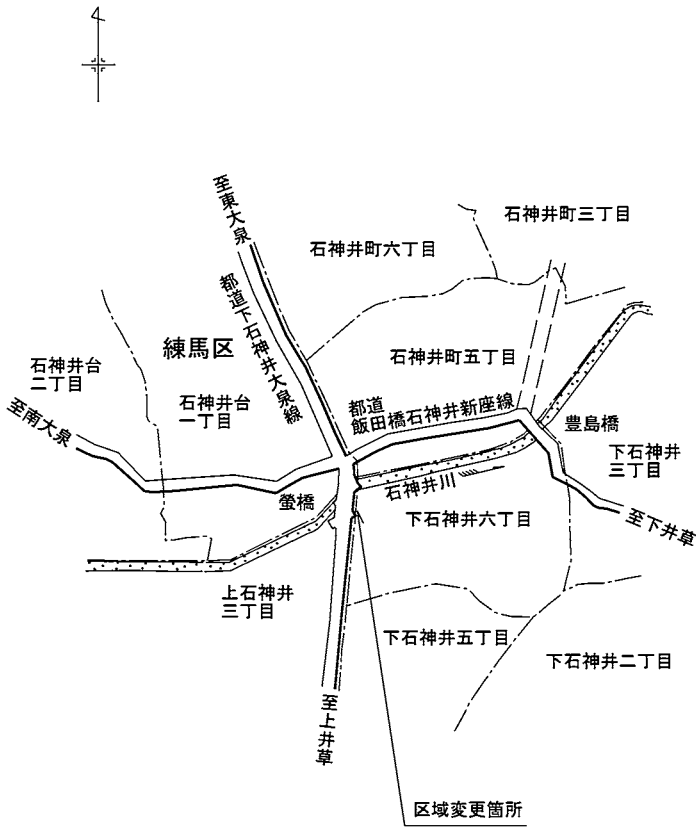
四 変更の期日

令和四年三月三十日

別図

都道下石神井大泉線区域変更略図
練馬区下石神井六丁目地内

- 都道
- 特別区道
- ▨ 廃止区域
- 延長
- 面積
- 計画線
- 一・五六メートル
- 二・九平方メートル



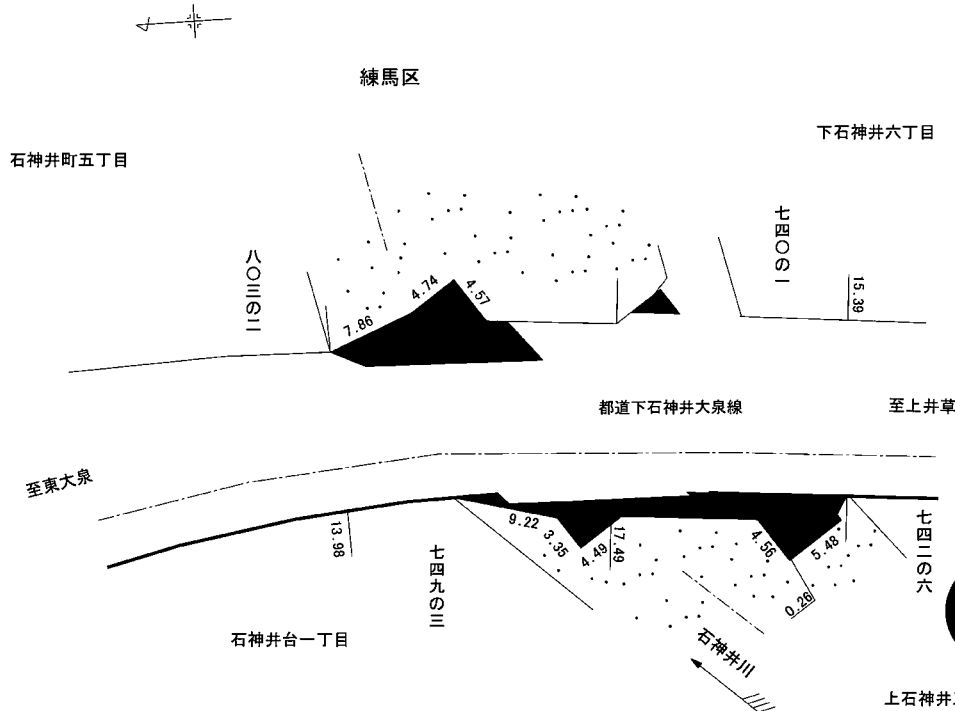
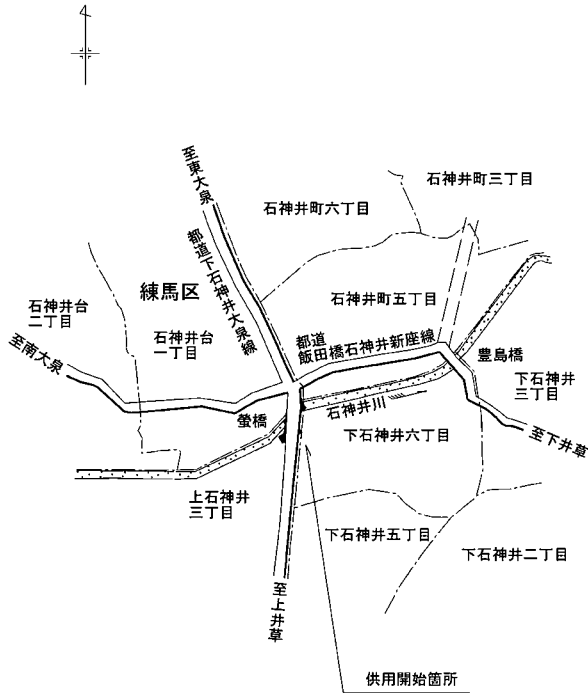
●東京都告示第四百一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。
 その関係図面は、令和四年三月三十日から起算して二週

別図

都道
 練馬区上石神井三丁目、石神井町五丁目
 都道下石神井大泉線供用開始略図

供用開始区域
 延長 四四・五六メートル
 面積 一四七・九四平方メートル

都道
 特別区道
 計画線



間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和四年三月三十日
 東京都知事 小池百合子

一 路線名 練馬区上石神井三丁目七百四十二番
 二 供用開始の区間 練馬区上石神井三丁目七百四十二番

三 供用開始の期日 令和四年三月三十日

六地先から同区石神井町五丁目八百三番二地先まで

●東京都告示第四百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和四年三月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

下石神井大泉

二 占用を制限する区間

練馬区上石神井三丁目七百四十二番六地先から同区石神井町五丁目八百三番二地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和四年三月三十一日

●東京都告示第四百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

江戸川堤防

二 変更の区間

江戸川区篠崎町一丁目二百五十六番地先から同区篠崎町二丁目二百八十一番三地先まで

三 変更の概要

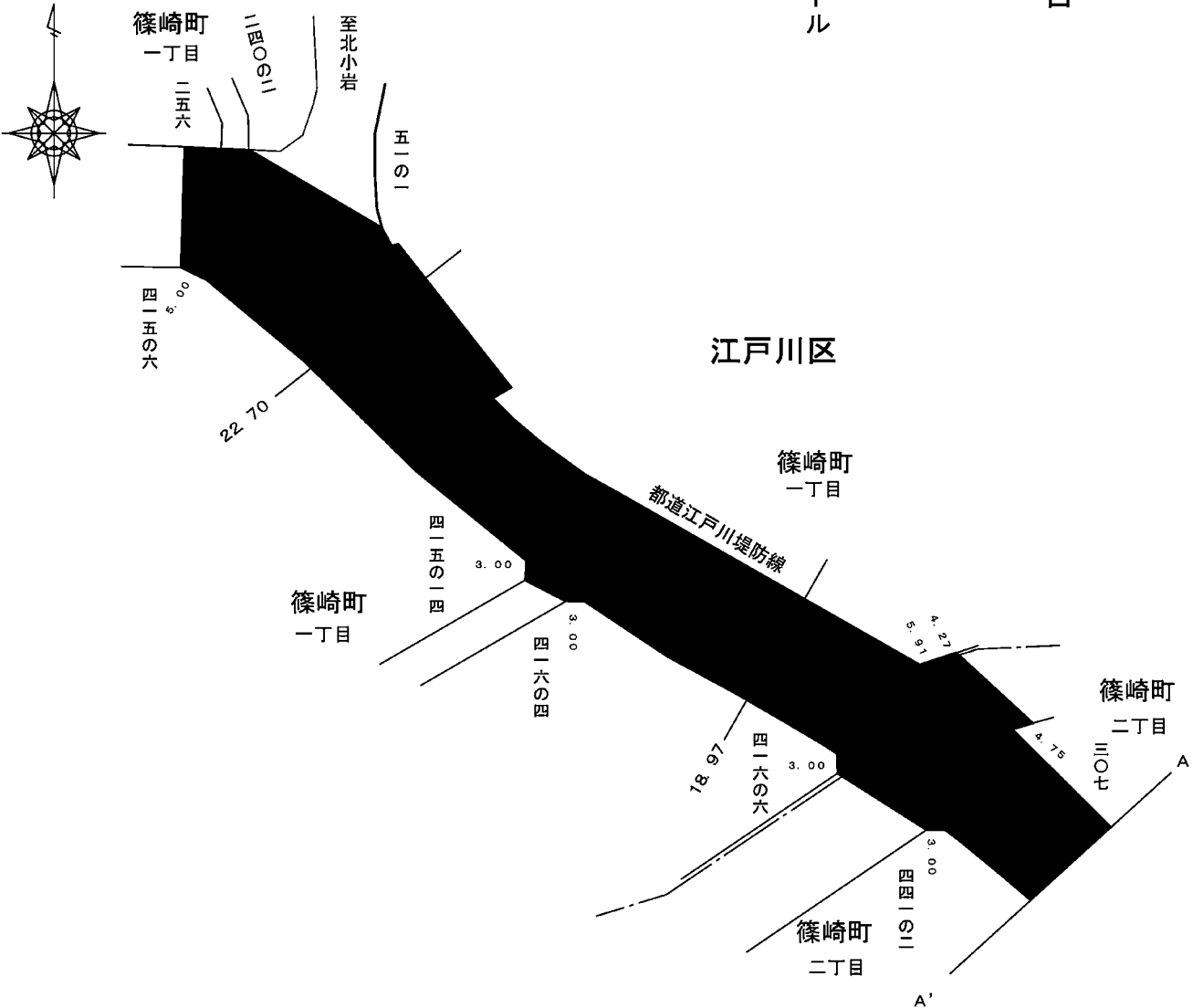
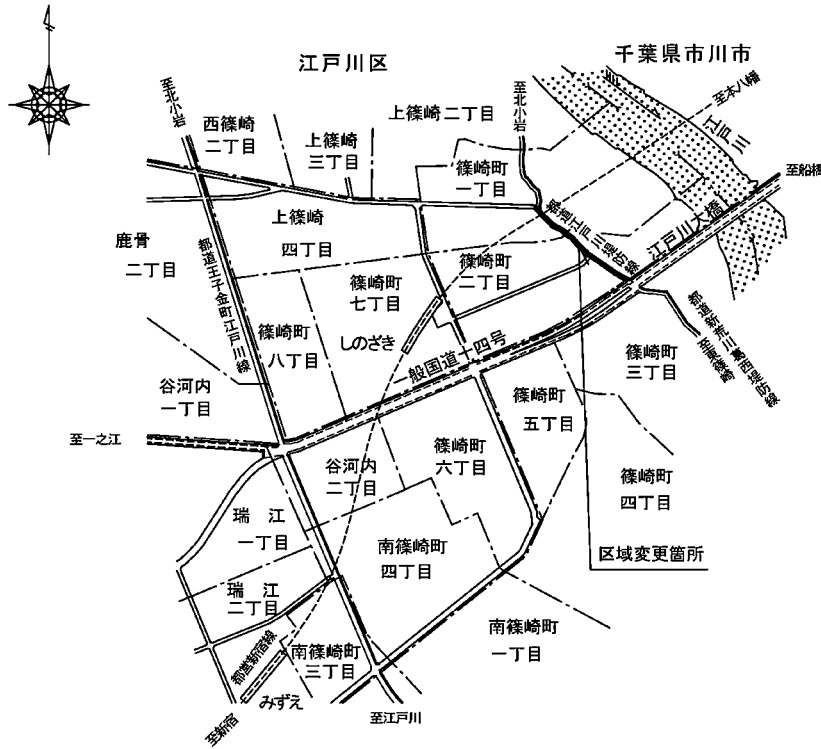
別図表示のとおり

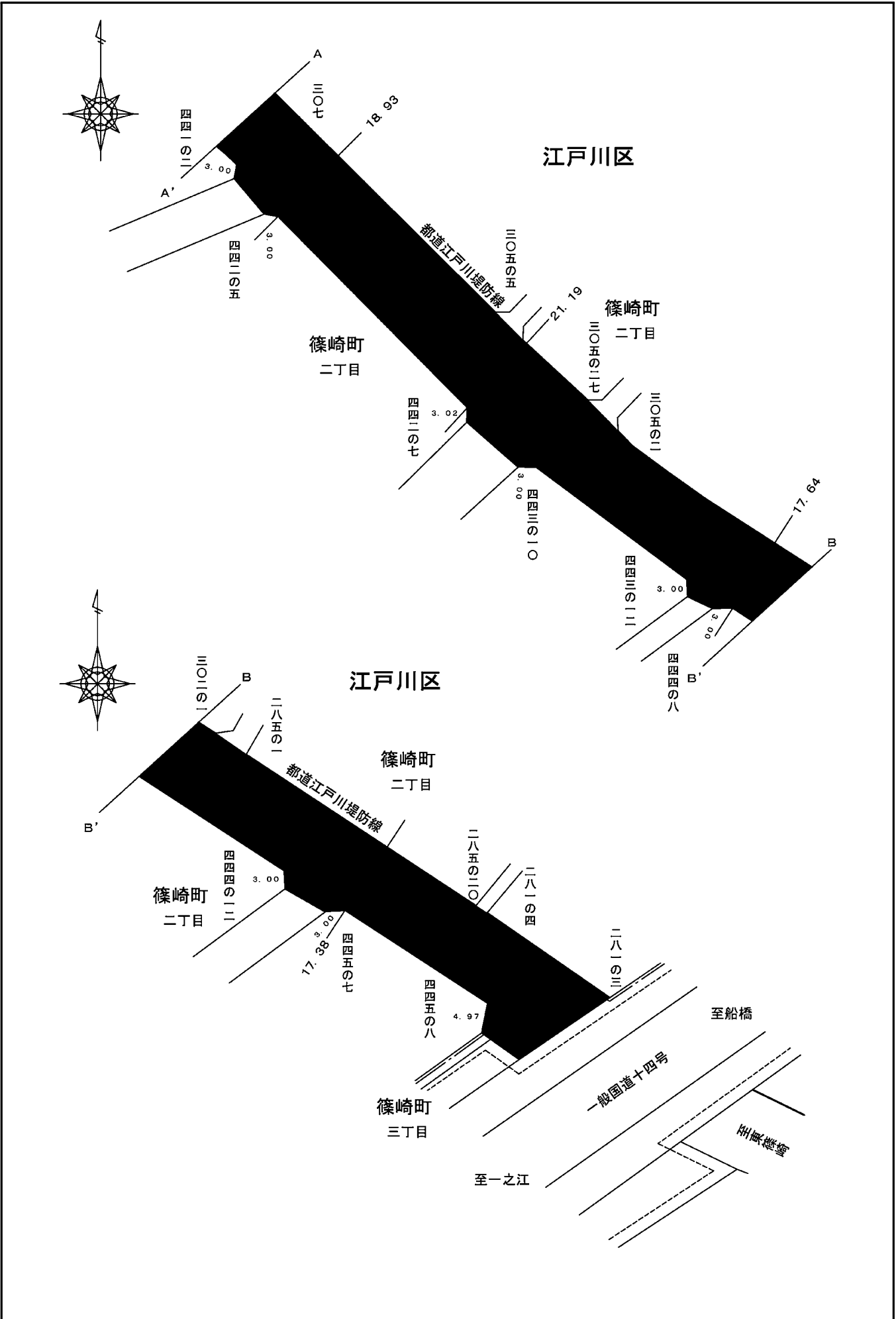
別図

都道江戸川堤防線区域変更後略図
江戸川区篠崎町一丁目～篠崎町二丁目

一般国道
 都道
 特別区道
 変更後区域
 延長
 面積

四二九・四五メートル
 八、五四四・四九平方メートル





●東京都告示第四百四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年三月三十日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 江戸川堤防

二 供用開始の区間 江戸川区篠崎町一丁目二百五十六番

地先から同区篠崎町二丁目二百八十一番三地先まで

三 供用開始の期日 令和四年三月三十日

●東京都告示第四百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年三月三十日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 府中相模原

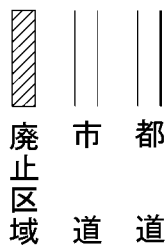
二 変更の区間 八王子市東中野字一号八十七番二地先

三 変更の概要 別図表示のとおり

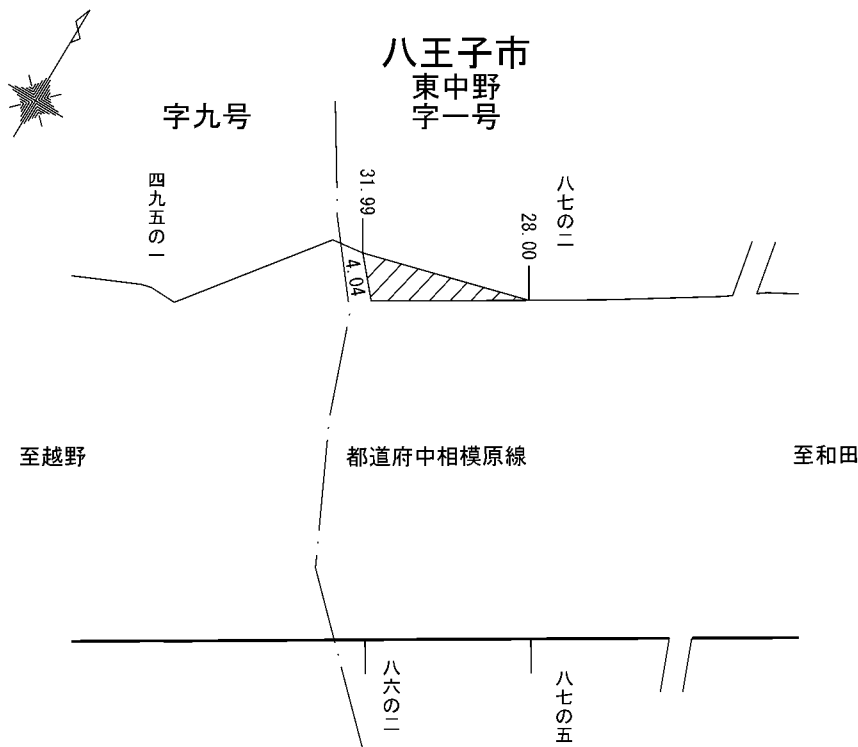
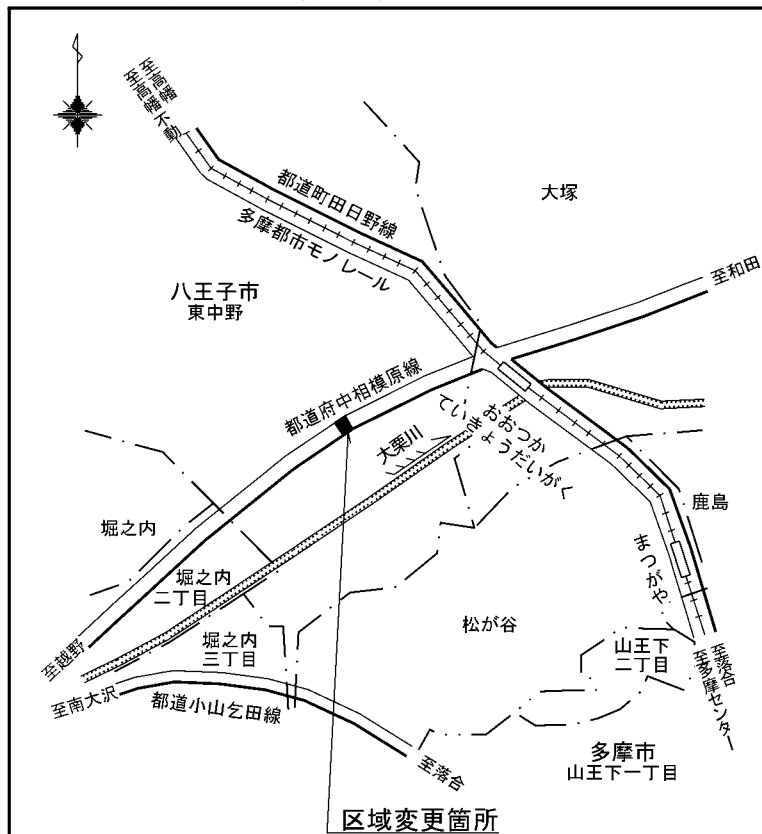
別図

都道府中相模原線区域変更略図

八王子市東中野地内



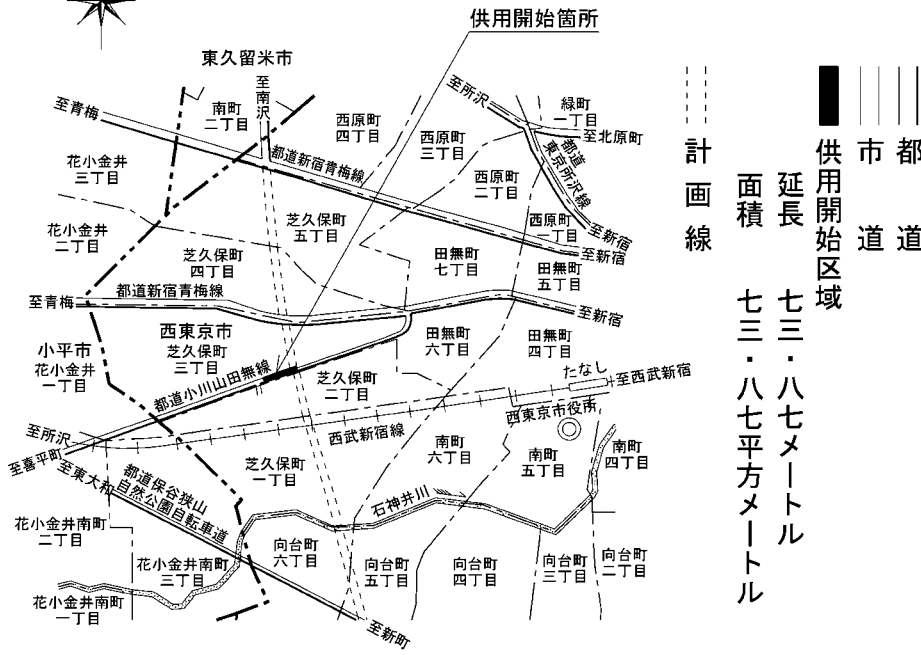
延長 一三・七一メートル
面積 二六・〇六平方メートル



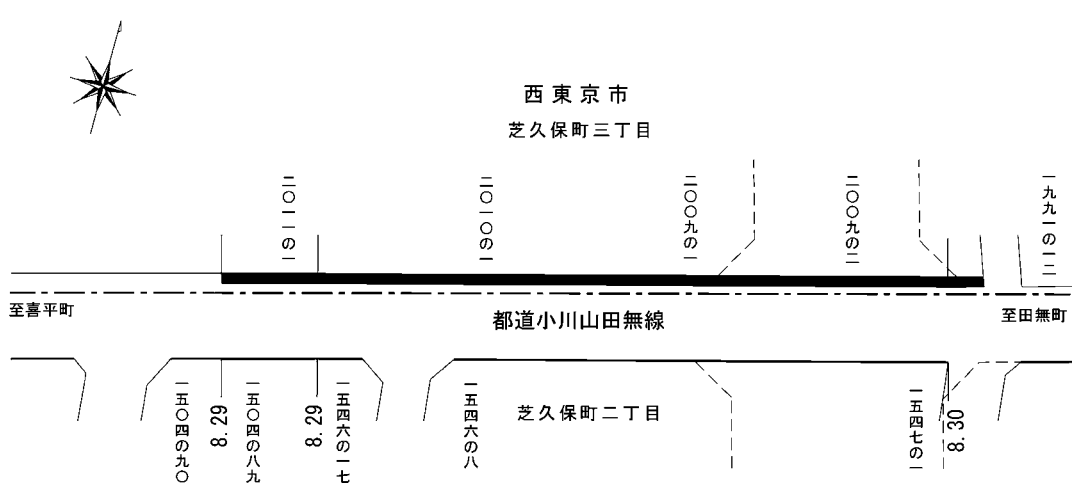
●東京都告示第四百六号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項
 の規定により、次の都道の供用を開始する。
 その関係図面は、令和四年三月三十日から起算して二週

別図

都道小川山田無線供用開始略図
 西東京市芝久保町三丁目地内



延長 七三・八七メートル
 面積 七三・八七平方メートル



間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和四年三月三十日
 東京都知事 小池 百合子

一 地先から同所二千九番二地先まで
 二 供用開始の期日 別図表示のとおり
 三 供用開始の概要 別図表示のとおり
 四 供用開始の期日 令和四年三月三十日

●東京都告示第四百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和四年三月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

小川山田無

二 占用を制限する区間

西東京市芝久保町三丁目二千十一番一地先から同所二千九番二地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和四年三月三十一日

●東京都告示第四百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

神戸山多幸

二 供用開始の区間

神戸島村字鉄砲場三十九番一地先から同所百四十五番一地先まで

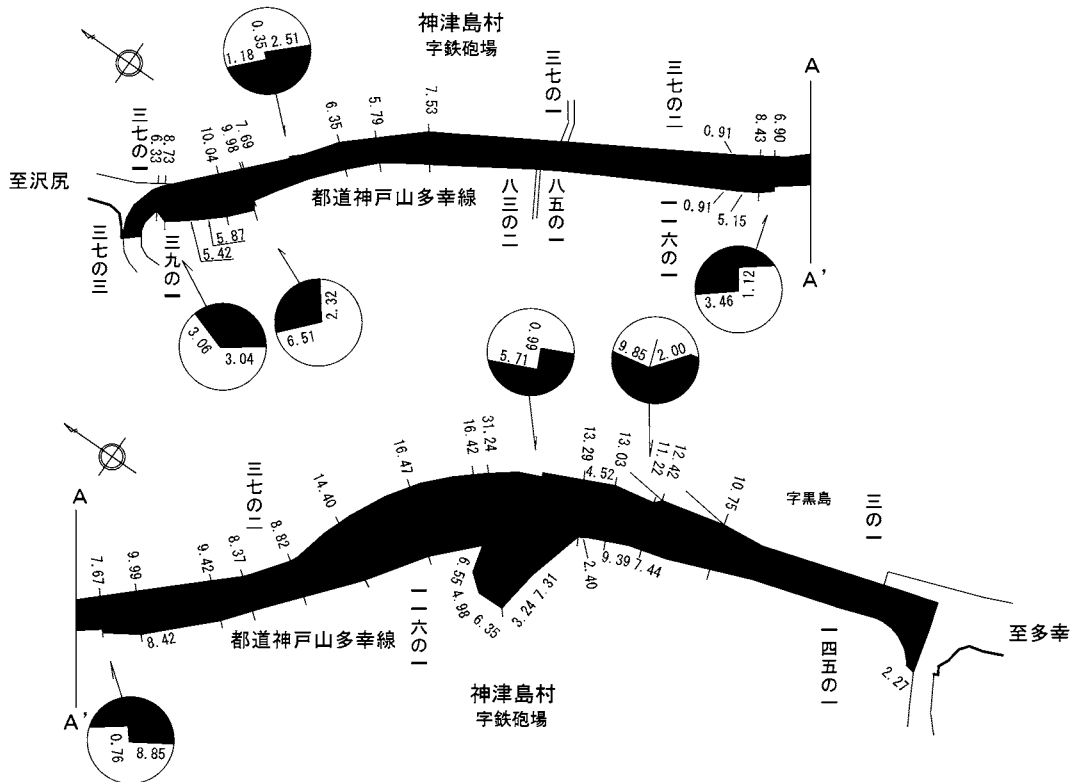
三 供用開始の期日

令和四年四月一日

別図

都道神戸山多幸線供用開始略図
神津島村字鉄砲場地内

供用開始区域
 都道
 村道
 延長 三六三・七〇メートル
 面積 三、七二五・八〇平方メートル



●東京都告示第四百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和四年三月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

神戸山多幸

二 占用を制限する区間

神津島村字鉄砲場三十九番一地先から同所百四十五番

一地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和四年四月二日

●東京都告示第四百十号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和四年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

公園名

東京都立明治公園

東京都立代々木公園

変更内容

別図(1)のとおり

別図(2)のとおり

変更年月日

令和四年四月一日

令和四年四月一日

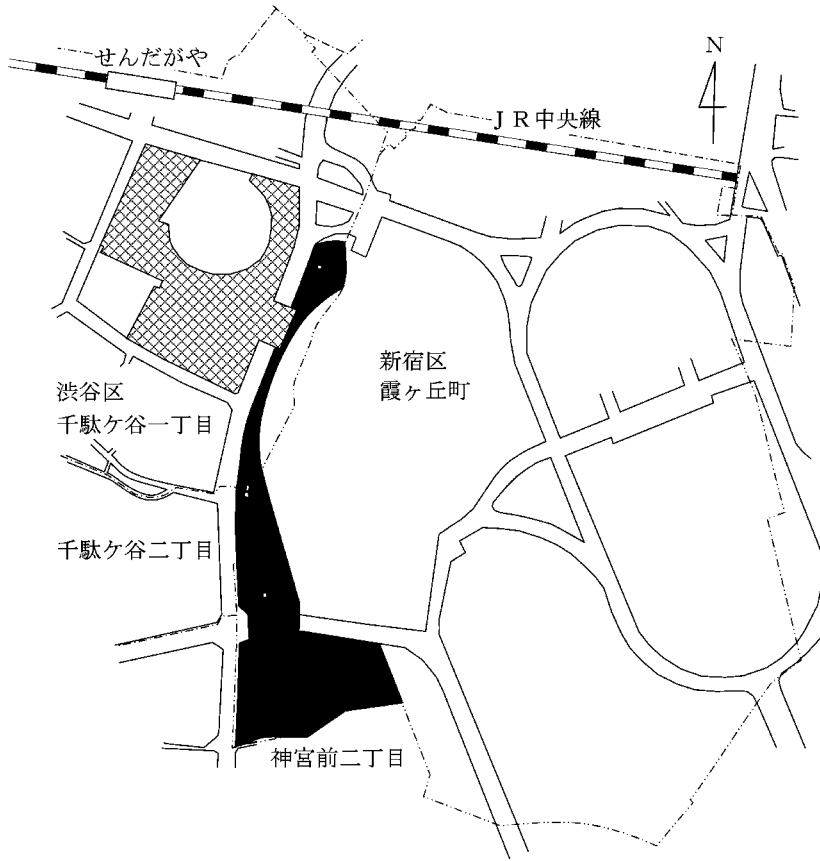
別図(1)

東京都立明治公園 区域変更略図

変更箇所 新宿区霞ヶ丘町、渋谷区千駄ヶ谷一丁目、千駄ヶ谷二丁目及び

神宮前二丁目

変更前の区域	面積
追加区域	二九、七三五・五四 平方メートル
変更後の面積	三一、六〇六・九二 平方メートル
	六一、三四二・四六 平方メートル

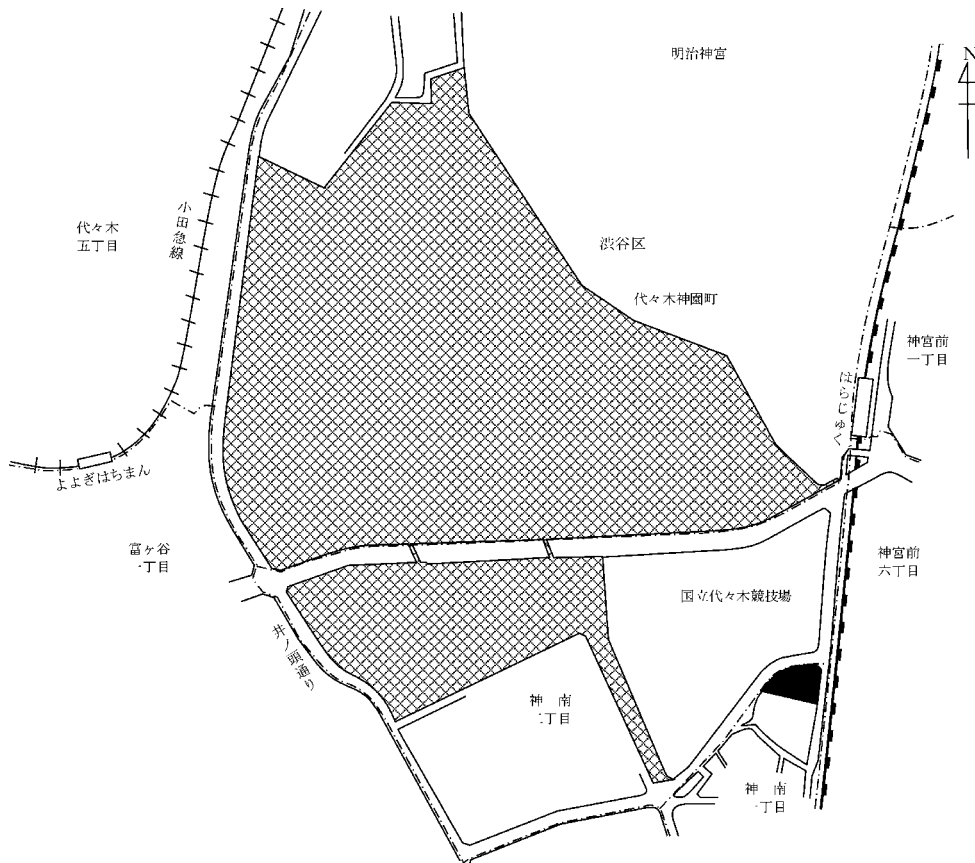


別図(2)

東京都立代々木公園 区域変更略図

変更箇所 渋谷区神南一丁目

変更前の区域	面積
追加区域	五四〇、五二九・〇〇 平方メートル
変更後の面積	四、一八二・二七 平方メートル
	五四四、七一一・二七 平方メートル



●東京都告示第四百十一号

都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二十五条第三項の規定により、東京都立公園の公園保全立体区域を次のとおり指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局公園緑地部において縦覧に供する。

令和四年三月三十日

東京都知事	小池	百合子
公園名	指定範囲	指定年月日
東京都立明治公園	別図のとおり	令和四年四月一日

●東京都告示第四百十二号

東京都港湾環境整備負担金条例(昭和五十五年東京都条例第五十八号)第二条第二項の規定により、令和四年度に実施する港湾工事のうち、負担対象工事として指定しようとする工事の種類を、次のとおり告示する。

令和四年三月三十日

- 一 港湾環境整備施設(施設の敷地を含む。)の建設又は改良の工事
- 二 前号に掲げる施設の維持の工事
- 三 漂流物の除去その他の清掃のための工事

規 則 (公)

東京都ゾーンゾナ営業等の規制に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月30日

東京都公安委員会
委員長 山口 徹

●東京都公安委員会規則第4号

東京都ゾーンゾナ営業等の規制に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(東京都ゾーンゾナ営業等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 東京都ゾーンゾナ営業等の規制に関する条例施行規則(平成9年6月17日東京都公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までの規定中「正副2部」を削る。
(飲菜的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 飲乐的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則(平成18年5月2日東京都公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「正副2通の届出書を提出しなければならない」を「当該届出書に係る事業所の所在地を管轄する警察署長を経由して行わなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同時に2以上の事業所について前条第1項の届出(同項第1号の届出にあつては、第2条第2項第1号及び第2号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)を行うときは、それらの事業所のうちいずれか1の事業所の所在地を管轄する警察署長を経由して当該届出書を提出すれば足りる。
第4条第2項を削る。

(特定異性接客営業等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 特定異性接客営業等の規制に関する条例施行規則(平成29年5月15日東京都公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

(インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則(平成22年4月30日東京都公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条から第6条までの規定中「正副2部」を削る。

第8条第1号ウ中「国民年金法(昭和34年法律第141号)第13条第1項に規定する国民年金手帳、」を削り、同号エ中「第104条の4第5項」の次に「(同法第105条第2項において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

告 示 (固 評 審)

●東京都固定資産評価審査委員会告示第一号

東京都固定資産評価審査委員会規程(平成十一年東京都固定資産評価審査委員会告示第三号)の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十日

東京都固定資産評価審査委員会
日次中「第三十七条」を「第三十八条」に改める。

第三十七条を第三十八条とし、第三十六条の次に次の一条を加える。

(電子情報処理組織による申請等)

第三十七条 審査申出人が、委員会に対して、電子情報処理組織を用いて申請等を行う場合は、東京電子自治体共同運営システムを使用するものとする。

2 この規程に定めるもののほか、電子情報処理組織による申請等については、東京都電子情報処理規程(平成三年東京都訓令第百二十七号)の例による。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

規程(交)

●交通局規程第十九号

東京都交通局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局公印規程の一部を改正する規程

東京都交通局公印規程(昭和二十七年交通局規程第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一 東京都交通局長代理次長印の項を削る。

別表第二中5の項を次のように改める。

5 削除

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 七〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

